

一般公道における交通誘導警備業務 の配置基準が定められました

平成20年2月1日施行

警備業者の皆様は特に御注意ください！

下記表の県内20路線で交通誘導警備業務を行う際には、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備業務1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置しなければなりません。

路 線	区 間
一般国道6号	千葉県内の区間
一般国道14号	千葉県内の区間
一般国道16号	千葉県内の区間
一般国道51号	千葉県内の区間
一般国道126号	全区間
一般国道127号	全区間
一般国道128号	全区間
一般国道296号	全区間
一般国道297号	全区間
一般国道356号	全区間
一般国道357号	千葉県内の区間
一般国道408号	千葉県内の区間
一般国道410号	全区間
県道松戸野田線	全区間
県道千葉茂原線	全区間
県道千葉鎌ヶ谷松戸線	全区間
県道千葉白井印西線	全区間
県道浜野四街道長沼線	全区間
県道長沼船橋線	全区間
県道若宮西船市川線	全区間

適正な配置を
お願いします



認定路線や施行日は、都道府県によって異なりますので、他の都道府県で交通誘導警備業務を実施する警備業者の方は、該当する都道府県公安委員会（警察）へお問い合わせください。

千葉県に関するお問い合わせ先

千葉県警察本部風俗保安課警備業係

043(201)0110(内線3476~3478)